

( 事 務 連 絡 )  
業 庫 第 3 9 号  
2 0 2 1 年 4 月 3 0 日

代理店引受金融機関本部  
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

国税還付金の送金・振込明細票の事前持込みの取り止め  
に関するお願い

代理店関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国税庁から、取引税務署（国税庁傘下の各国税局、各税務署、沖縄国税事務所をいいます。）において、取引代理店への往訪負担を軽減する観点から、国税還付金の送金・振込明細票（以下「明細票」といいます。）の事前持込みを取り止めたい旨の要望を受けました。

日本銀行としましては、昨年6月に実施しました国税還付金支払事務のオンライン化範囲の拡大に伴い、明細票の取扱件数は大幅に減少しており、事前持込みの必要性はなくなっているものと認識しております。加えて、代理店統廃合に伴い、取引代理店への往訪負担が大きくなる取引税務署が増加していることも踏まえると、明細票の事前持込みを取り止めることが適切であると考えております。

つきましては、取引税務署に対して現在もなお事前持込みを依頼している代理店におかれては、こうした取扱いを原則取り止めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事前持込みが必要となる特段の事情がある場合や、本件に関し、ご不明な点等ございましたら、遠慮なく次の照会先までご連絡ください。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

TEL : 03-3279-1111 (代表) <内線6062>